### 議案第138号

伊賀市行政組織条例の全部改正について

伊賀市行政組織条例を次のとおり制定しようとする。 平成29年11月30日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市行政組織条例

伊賀市行政組織条例(平成16年伊賀市条例第10号)の全部を改正する。

(部等の設置)

- 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設置する。
  - (1) 総務部
  - (2) 企画財政部
  - (3) にぎわい交流部
  - (4) 人権市民協働部
  - (5) 生活環境部
  - (6) 健康福祉部
  - (7) 產業振興部
  - (8) 都市整備部
- 2 前項に規定する部のほか、総合危機管理課を置く。

(事務分掌)

- 第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。
  - (1) 総務部

ア 議会及び市行政一般に関すること。

- イ 例規及び文書に関すること。
- ウ 市史に関すること。
- エ職員に関すること。
- オ秘書に関すること。
- カ 入札及び契約に関すること。
- キ 建設工事等の検査に関すること。
- ク 行財政改革に関すること。
- ケ地方分権に関すること。
- コ財産管理に関すること。

### (2) 企画財政部

- ア市政の総合的企画及び総合調整に関すること。
- イ地域振興に関すること。
- ウ 広報及び広聴に関すること。
- エ 情報公開及び情報提供に関すること。
- オ情報化の推進及び情報処理に関すること。
- カ 予算その他財政に関すること。
- キ 市税に関すること。

### (3) にぎわい交流部

- ア
  市街地の活性化に関すること。
- イ文化交流に関すること。
- ウスポーツの振興に関すること。
- エ 国民体育大会(三重とこわか国体)に関すること。
- オ 交通政策に関すること。

#### (4) 人権市民協働部

- ア 住民自治活動の支援に関すること。
- イ 人権施策の企画及び推進に関すること。
- ウ 男女共同参画推進施策に関すること。
- エ 同和施策の企画及び調整に関すること。
- オ 各支所管内の振興及び住民福祉に関すること。

#### (5) 生活環境部

- ア市民生活及び市民相談に関すること。
- イ 国際化施策及び多文化共生に関すること。
- ウ 戸籍、住民基本台帳及び印鑑証明に関すること。
- エ 住民異動に伴う諸手続に関すること。
- オ環境施策の総合的企画、調整及び啓発に関すること。
- カ ごみ減量の推進に関すること。
- キ 生活環境の保全に係る啓発、指導及び推進に関すること。
- クー般廃棄物の収集・処理に関すること。

# (6) 健康福祉部

- ア 社会福祉事業の調整に関すること。
- イ生活保護に関すること。
- ウ健康づくりの総合調整及び推進に関すること。
- エ保健指導に関すること。
- オ 児童福祉及び母子・父子・寡婦福祉に関すること。
- カー子育て支援に関すること。
- キ 保育所の統括管理に関すること。
- ク 高齢者福祉及び障がい者福祉に関すること。
- ケー介護保険に関すること。
- コ 国民健康保険事業に関すること。
- サ 国民年金に関すること。
- シ福祉医療費に関すること。
- ス後期高齢者医療に関すること。
- セ地域医療に関すること。

## (7) 產業振興部

- ア農林業の振興計画に関すること。
- イ 農林業及び畜産業の指導並びに振興に関すること。
- ウ 鳥獣害対策に関すること。
- エ農業委員会に関すること。
- オ耕地、林地及び農林業用施設に関すること。
- カ農村施設の整備に関すること。

- キ 商工業の振興に関すること。
- ク 労政に関すること。
- ケー企業の誘致に関すること。
- コ 観光資源の創出、保存及び振興に関すること。
- サ 地場産業の振興に関すること。
- (8) 都市整備部
  - ア 土木建設事業の総括監理に関すること。
  - イ 用地取得等に関すること。
  - ウ 道路及び橋梁に関すること。
  - エ 河川及び砂防に関すること。
  - オ都市計画に関すること。
  - カ建築及び営繕に関すること。
  - キ 市営住宅に関すること。
  - ク建築指導に関すること。
  - ケ 開発企画に関すること。
- 2 総合危機管理課の分掌事務は、次のとおりとする。
  - (1) 危機管理に関すること。
  - (2) 防災に関すること。
  - (3) 地域安全に関すること。

(支所の事務分掌)

- 第3条 市長は、支所に部の事務の一部を分掌させることができる。 (委任)
- 第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。